

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 基本理念

近年、ごみを取り巻く環境が大きく変化している中で、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した施策を確立し、循環型社会の構築を目指すことが求められている。

ごみの発生・排出抑制、資源化・再生利用、適正処理のあり方とその方向性を示すにあたって、本計画の基本理念を以下のように設定する。

《 基本理念 》

環境負荷の低減を目指した 持続可能な循環型のまちづくり

ごみそのものの発生を抑制し、排出されるごみを資源としてできる限り再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指す。

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、以下に示す基本的な視点に基づき本計画を策定する。

《 基本的な視点 》

主体性のある計画

国、県、その他の関連する諸計画との整合性を図り、本市の特性を加味する。

市民・事業者・行政連携の計画

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携を図る。

実効性・実現性のある計画

循環型社会を構築するために実効性と具体性を持たせる。

現状の問題点に対応した計画

本市が抱える具体的な問題点の解決に直結する。

3. 基本方針

基本的な視点をもとに基本理念を実現するため、本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定する。

基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進

ごみそのものの削減を基本とし、排出されたごみに対して可能な限りの資源化を行う。

基本方針2 環境に配慮した適正な処理の推進

排出されたごみに対して、可能な限り環境負荷の少ない適正な処理を基本とする。

基本方針3 三者協働による取り組みの推進

市民・事業者・行政の役割を明確にし、三者協働による取り組みを推進する。

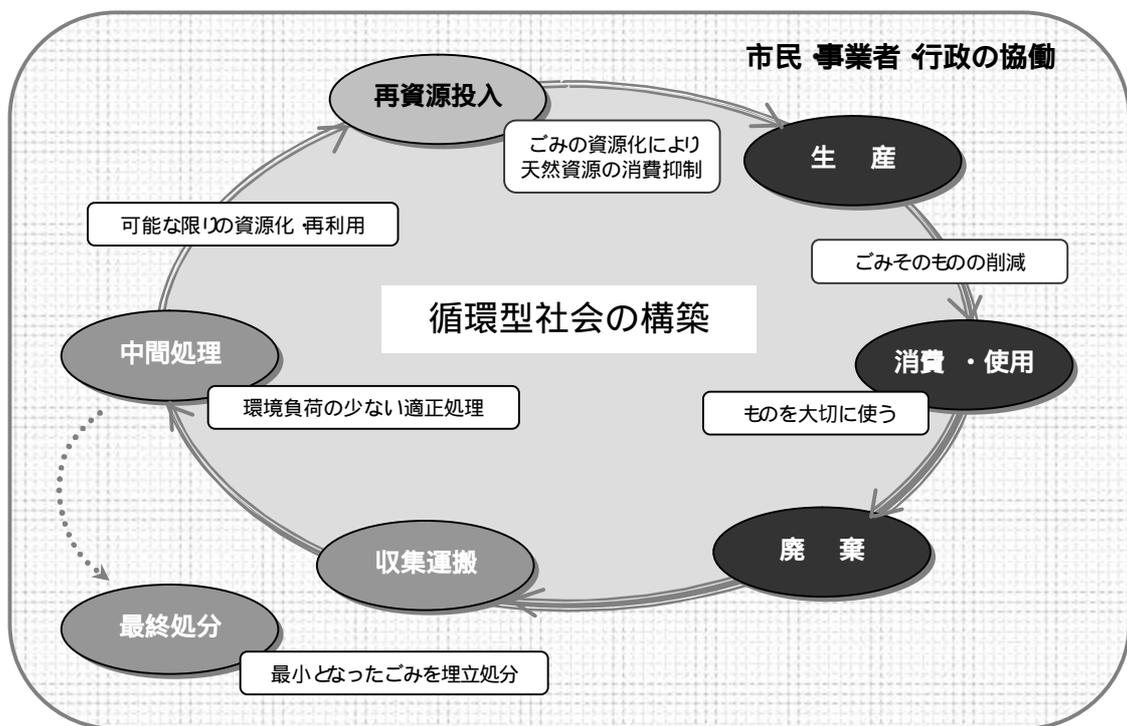


図4 - 1 循環型社会の構築の概念図

4．計画期間

本計画の期間は、平成18年度を初年度とする平成27年度までの10年間とする。なお、計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

5．計画処理区域

計画処理区域は、本市全域とする。

6．処理主体

現況におけるごみ分類別の処理主体を表4-1に示す。なお、当面の間は現状の体制を維持していくが、今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、可茂衛生施設利用組合、その他関係機関と協議した上で見直していくこととする。

表4-1 ごみ分類別の処理主体

ごみの分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理 資源化	最終処分
可燃ごみ	排出者	排出者	委託業者 許可業者	組合 許可業者	組合
不燃ごみ			委託業者 許可業者	可児市 組合	可児市 組合
粗大ごみ			委託業者 許可業者	組合	組合
リサイクル資源			委託業者	組合 資源化業者 委託業者	-
特別ごみ			可児市	組合 資源化業者	-

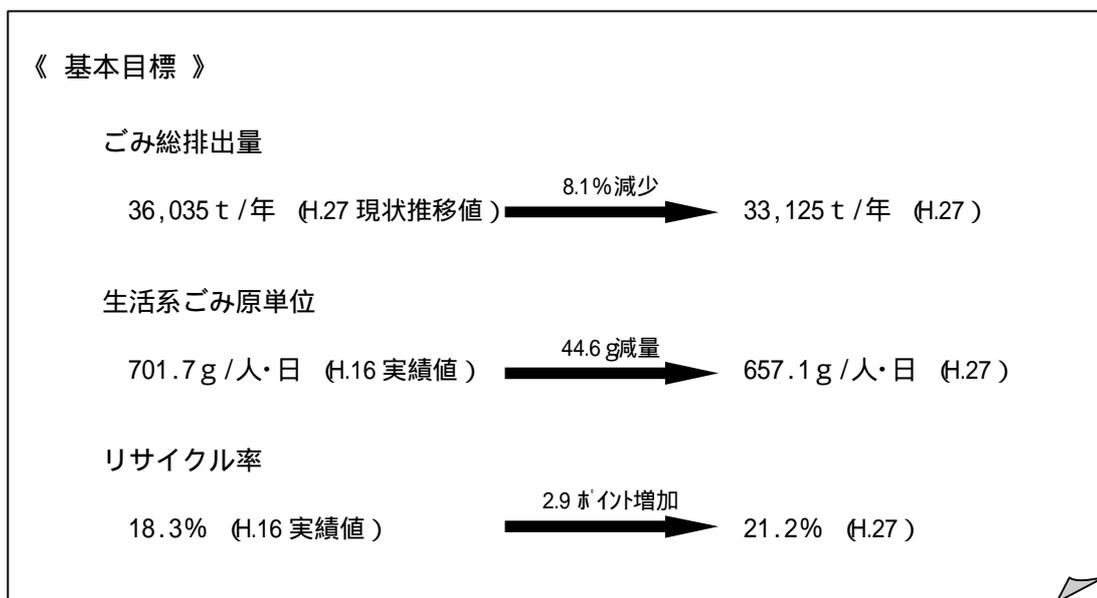
組合：可茂衛生施設利用組合

第2節 計画の基本目標

1. 基本目標

平成14年10月に策定された「岐阜県廃棄物処理計画」では、岐阜県の平成12年度排出量実績789千tに対して、平成23年度の目標排出量が694千t（12%削減）と設定されている。本市においては、平成12年度以降ですでに人口増加等に伴いごみ排出量は増加しているため、平成12年度実績から12%削減すると仮定した場合、平成18年度から23年度までの短期間で大幅な削減をしなければならない。また、排出量原単位は岐阜県平均よりも下回っており、県内の市レベルと比較しても低い数値にあり、ごみの減量・リサイクルはある程度進んでいると考えられる。

以上の点を総合的に勘案し、本計画における目標指標をごみ総排出量、生活系ごみ原単位、リサイクル率の3つに設定し、各指標における目標数値を以下に示す。また、年次別の目標数値を、次頁の表4-2に示す。



リサイクル率 = (生活系リサイクル資源 + 生活系特別ごみ + 資源集団回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100

表4 - 2 年次別目標数値

	単位	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
ごみ総排出量	t/年	32,864	33,814	33,800	33,778	33,751	33,725
(原単位)	g/人・日	918.6	934.3	924.7	915.0	905.4	896.1
生活系ごみ排出量	t/年	25,104	26,139	26,162	26,177	26,186	26,197
(原単位)	g/人・日	701.7	722.2	715.7	709.1	702.5	696.1
資源物量	t/年	837	825	821	826	829	845
資源集団回収量	t/年	5,185	5,208	5,293	5,380	5,469	5,554
事業系ごみ排出量	t/年	7,760	7,675	7,638	7,601	7,565	7,528
リサイクル率	t/年	18.3	17.8	18.1	18.4	18.7	19.0
	単位	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27
ごみ総排出量	t/年	33,691	33,582	33,466	33,354	33,242	33,125
(原単位)	g/人・日	886.7	877.8	868.9	860.2	851.6	843.1
生活系ごみ排出量	t/年	26,200	26,128	26,049	25,973	25,898	25,818
(原単位)	g/人・日	689.5	683.0	676.3	669.9	663.5	657.1
資源物量	t/年	855	869	883	899	924	948
資源集団回収量	t/年	5,649	5,731	5,810	5,896	5,981	6,064
事業系ごみ排出量	t/年	7,491	7,454	7,417	7,381	7,344	7,307
リサイクル率	t/年	19.3	19.7	20.0	20.4	20.8	21.2

資源物量 = 生活系リサイクル資源 + 生活系特別ごみ

2. 推計ケース

将来のごみ排出量の見通しは、施策の実施の有無で大きく2つのケースに分かれる。現行施策のみを今後も継続して実施した場合を「現状推移ケース」とし、現行施策に加えて新規施策を実施した場合を「目標達成ケース」とする。

なお、現状推移ケースにおけるごみ排出量の推計結果は、第3章に示したものである。

3. ごみ排出量・資源物回収量の見込み

目標達成ケースにおけるごみ排出量の推計結果を図4-2、表4-3に示す。計画目標年度である平成27年度におけるごみ排出量は、生活系ごみ25,818t/年、事業系ごみ7,307t/年で、合計33,125t/年になるものと見込まれる。平成27年度において現状で推移した場合と比較すると、2,910t減量されることになる。

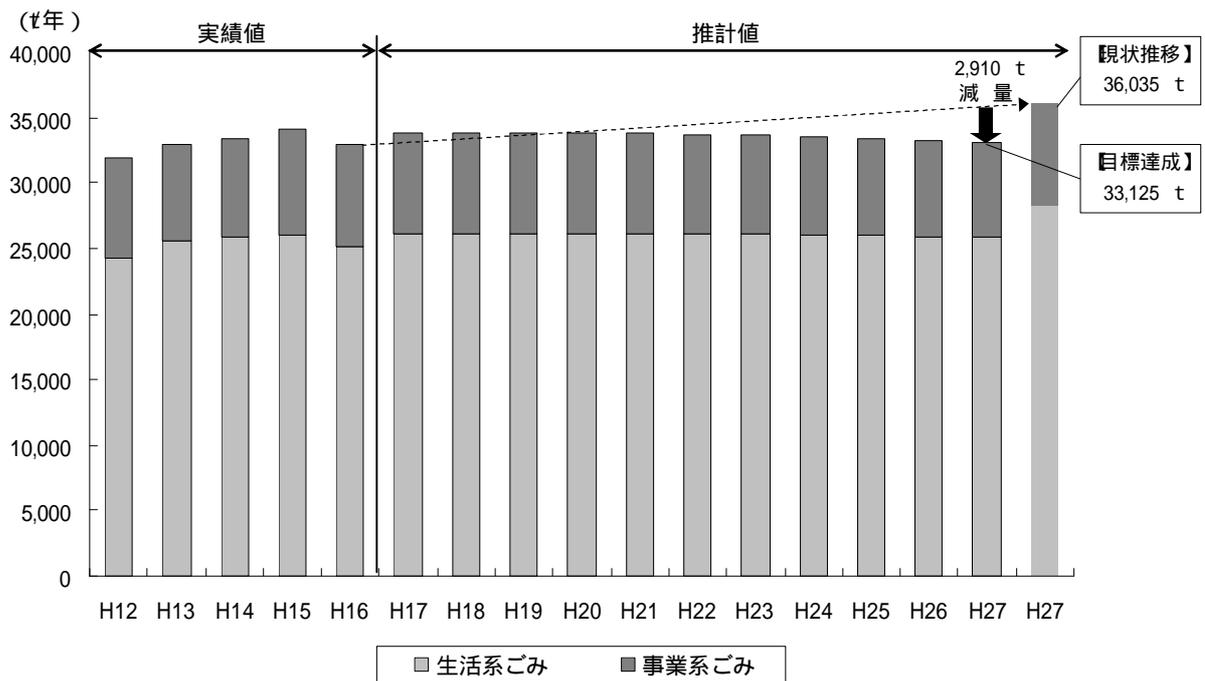


図4-2 目標達成時におけるごみ排出量

表4-3 目標達成時におけるごみ排出量

項目	H.16 (実績値)	H.27 (推計値)			
		現状推移 ケース	対H.16の 増加率(%)	目標達成 ケース	対H.16の 増加率(%)
生活系ごみ (t/年)	25,104	28,360	13.0	25,818	2.8
事業系ごみ (t/年)	7,760	7,675	-1.1	7,307	-5.8
総排出量 (t/年)	32,864	36,035	9.6	33,125	0.8

目標達成ケースにおける資源物回収量の推計結果を図4 - 3、表4 - 4に示す。計画目標年度である平成27年度における資源物回収量は、資源物量948 t/年、資源集団回収量6,064 t/年で、合計7,012 t/年になるものと見込まれる。平成27年度において現状で推移した場合と比較すると、997 t増加することになる。

リサイクル率は、平成27年度において現状で推移した場合が16.7%であるのに対して、目標達成した場合は21.2%となり、4.5ポイント増加することになる。

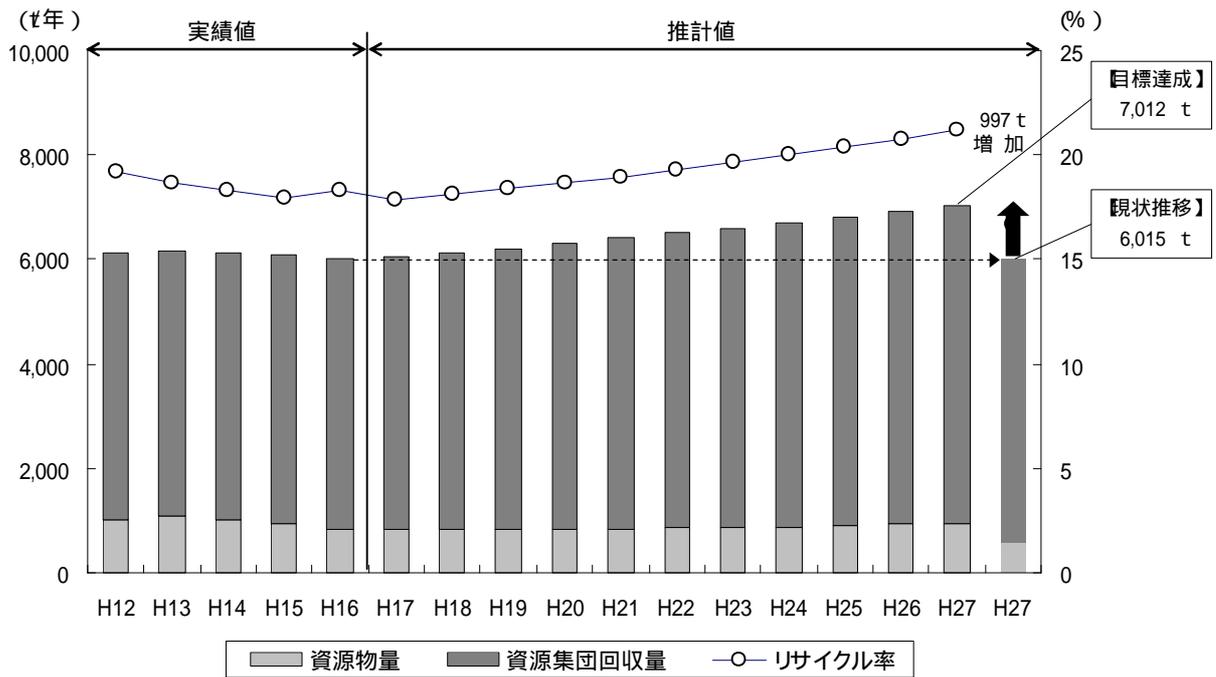


図4 - 3 目標達成時における資源物回収量及びリサイクル率

表4 - 4 目標達成時における資源物回収量及びリサイクル率

項目	H.16 (実績値)	H.27 (推計値)			
		現状推移 ケース	対 H.16 の 増加率 (%)	目標達成 ケース	対 H.16 の 増加率 (%)
資源物量 (t/年)	837	597	-28.7	948	13.3
資源集団回収量 (t/年)	5,185	5,418	4.5	6,064	17.0
資源化率 (%)	18.3	16.7	-8.9	21.2	15.5

第3節 基本施策

1. ごみの減量・リサイクルの推進

1) ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

施策1 市民の自主的な活動につながるPRの推進

広報による情報提供とともに、説明会やイベント等の機会を通じて、本市におけるごみの現状や問題点についての情報を提供し、ごみに関する市民意識の向上を図る。また、リフューズ（Refuse：発生抑制）、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の4Rについて啓発し、市民一人ひとりが「ごみになるものは購入せず、ごみの減量・再使用に心がけ、ごみは正しく分別する」というライフスタイルを確立し、自主的に活動できるように努める。

【主な取り組み内容】

広報等によるごみに関する情報の提供
ごみについての説明会、イベント等の開催
4R活動の推進に向けたPR

施策2 ホームページを活用した情報提供の充実

市民がごみの減量・リサイクルの具体的な活動に取り組みやすいように、ホームページの内容の充実を図り、家庭で簡単にできる減量・リサイクルの方法やバザー、フリーマーケット等の情報を提供する。また、電子メールの活用により、市民からの疑問・質問に対して速やかに回答する。

【主な取り組み内容】

ホームページにおけるごみ関連情報の充実
メールによるごみに関する質問等への対応

施策3 リサイクルステーションの設置

市民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、資源回収をさらに促進してリサイクル率の向上を図るため、市内にリサイクルステーションを設置する。また、リサイクルステーションについて広くPRし、市民の利用を促進する。

【主な取り組み内容】

リサイクルステーションの設置
リサイクルステーションのPR推進

施策4 学校等における環境教育の充実

ごみの発生状況や処理の流れ、ごみが環境に与える影響など、身近な問題を通じて子どもたちが環境に関心を持つように、小・中学校における児童・生徒の各段階に応じた環境教育の内容の充実を図る。また、子どもから大人まで幅広い年齢層が学習できるように、ごみや環境に関する生涯学習講座の内容を充実するとともに、市民の参加を促進する。

【主な取り組み内容】

学校における環境学習の内容充実
環境に関する生涯学習講座の開催

施策5 エコサイクルプラザ等の利用促進

ささゆりクリーンパークのPRを強化し、可燃ごみ処理施設・不燃物処理施設・エコドーム（リサイクルの啓発施設）からなるエコサイクルプラザの見学・利用を促進する。また、同敷地内に併設されている「わくわく体験館」や「遊休の森」のPRにも努め、施設の利用を促進する中で、体験を通じた環境保全に対する意識の向上を図る。

【主な取り組み内容】

ささゆりクリーンパークのPR推進
環境学習施設の利用状況の把握及び利用促進

2) 生活系ごみの排出抑制

施策6 包装紙、レジ袋等の減量

買い物時にはマイバッグを持参し、スーパーやコンビニエンスストア等のレジ袋をもらわないよう啓発するとともに、過剰包装の商品や使い捨ての商品を買わないようにするなど、消費者としての環境に配慮した取り組みを促進し、生活系ごみとして大量に排出されている包装紙やレジ袋等の減量化を図る。

【主な取り組み内容】

マイバッグ持参運動の推進
店舗等との連携による啓発活動の推進

施策7 台所から出るごみの減量

家庭の台所から発生するごみの量を減らすため、食べ残しをしないように啓発するとともに、よりごみの出ない調理方法についての情報提供を行い、エコ・クッキングを普及させる。また、家庭から排出される生ごみについては、排出時のルールとして水切りを徹底するとともに、イーエムボカシの販売及び利用を促進し、排出量の減量化を図る。

【主な取り組み内容】

エコ・クッキングに関する情報の提供
生ごみ排出時の水切りの徹底
イーエムボカシの販売・利用の促進

施策8 生ごみ処理機等の購入促進

現在実施している生ごみ処理機、コンポスト容器、枝葉粉碎機、密閉式発酵容器の購入補助事業を今後も継続的に実施するとともに、補助制度のPRを強化し、家庭から排出される生ごみや庭木の剪定枝等の減量化を図る。

【主な取り組み内容】

生ごみ処理機等の購入補助の継続実施
補助制度利用状況の把握及びPRの推進

施策9 エコショップ(環境にやさしい店)のPR推進

岐阜県が実施しているエコショップ認定制度についてPRし、市内におけるスーパーやデパート、コンビニエンスストア等の店舗に対してごみの減量化及びリサイクルの推進の積極的な取り組みを呼びかける。また、現在エコショップの認定を受けている店舗についてパンフレット等で紹介し、市民に対するPRを推進する。

【主な取り組み内容】

各店舗における取り組み推進の働きかけ
エコショップ紹介パンフレットの配布

3) 事業系ごみの排出抑制

施策 10 廃棄物減量計画書の提出要請

市内にある一定規模以上の事業所に対して「廃棄物減量計画書」の提出を要請し、減量目標を達成するように指導を行う。また、中小規模の事業所に対しても同計画書の自主的な作成を呼びかけ、事業者の自主的な活動による事業系ごみの減量化を図る。

【主な取り組み内容】

排出事業者に対するごみ減量の指導
各事業所におけるごみ減量計画作成の呼びかけ

施策 11 自己処理責任の周知徹底、指導強化

事業者に対して、ごみの自己処理責任（排出者が責任を持って処理する義務）について周知徹底するとともに、家庭系ごみへの混入抑制を含め、事業系ごみの排出・分別についての指導を強化する。

【主な取り組み内容】

事業系ごみの排出者責任の周知徹底
事業系ごみの排出ルールの徹底・指導

施策 12 事業系ごみの減量・資源化の促進

本市におけるごみの現状や事業系ごみの排出実態とともに、事業所から出るオフィスごみの減量についての工夫やごみの減量・資源化のメリット、資源回収業者の一覧等を掲載したパンフレットを市内の事業所に配布し、事業系ごみの減量・資源化を促進する。

【主な取り組み内容】

事業者向けパンフレットの配布

施策 13 ごみ処理施設における不適物排除の指導強化

ささゆりクリーンパークに搬入される事業系ごみについて、分別の徹底や不適物の排除を行うため、可茂衛生施設利用組合との協議の上で、排出事業者や収集運搬業者に対して搬入時の受入検査を強化する。

【主な取り組み内容】

ごみ搬入時における受入検査強化の呼びかけ

4) 各主体における資源回収の促進

施策14 資源集団回収の促進

子ども会やPTA等で行われている資源集団回収について、奨励金の交付を今後も継続して行い、活動の活性化を図るとともにさらなる資源化を促進する。また、市民に対しては、市が収集しない新聞紙、雑誌、ダンボール等の紙類や古着等の繊維類について、資源集団回収に出すよう継続的に啓発を行う。

【主な取り組み内容】

資源集団回収奨励金の交付

資源集団回収の利用に向けた啓発推進

施策15 各店舗における資源回収の推進

市内にあるスーパー等においては、食品トレイ、牛乳パック、ペットボトルなどのリサイクル資源を回収している店舗もあるが、今後、このような店舗の利用を消費者に推奨し、資源の回収拠点となる店舗数及び回収品目の拡大を目指す。

【主な取り組み内容】

店舗回収の実施に向けた呼びかけ

店舗回収の利用に向けた啓発推進

5) 新たな品目の分別収集・資源化の検討

施策16 生ごみの分別収集・資源化の検討

現在、ささゆりクリーンパーク内で実施されている生ごみ減量研究事業について、今後も継続して研究を進めていく。

【主な取り組み内容】

生ごみ減量研究事業の継続実施

施策 17 プラスチック製容器包装の分別収集の検討

容器包装リサイクル法に対応し、資源化をさらに促進するため、現在市で収集しているビン、カン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、紙容器以外の新たな品目としてプラスチック製容器包装の分別収集について検討をする。具体的な実施に向けては、現在すでに分別収集を実施している他市町村の状況や問題点等について調査・把握を行う。

【主な取り組み内容】

他市町村における取り組み事例の情報収集
分別収集実施における問題・課題の整理

施策 18 草・剪定枝の分別収集・資源化の検討

可燃ごみとして排出されている草・剪定枝等については、市内で資源化処理を行う民間業者のPRを行い、民間での資源化を促進する。また、草・剪定枝の堆肥化をはじめとした資源化技術の調査・研究を実施し、市での分別収集・資源化の実施に向けた検討を行う。

【主な取り組み内容】

剪定枝資源化業者についての情報提供
剪定枝等の資源化技術の調査・研究

2. 環境に配慮した適正な処理の推進**1) 収集・運搬システムの適正化****施策 19 効率的な収集・運搬体制の構築**

合併により収集区域に旧兼山町が加わったことも勘案し、現在の収集品目や新たに検討する品目に応じて、分別区分や収集頻度、収集形態等の見直しを行い、より効率的な収集運搬体制を構築する。

【主な取り組み内容】

収集運搬体制の見直しの検討

施策20 ごみステーションの適正な管理

各家庭からのごみが排出される可燃物・不燃物集積場やリサイクルステーションの設置・維持・管理に関して、市と市民がともに責任を持ち、清潔で安全かつ適正な管理ができるように、各自治会や賃貸住宅経営者（管理者）との協力による管理体制を構築する。

【主な取り組み内容】

ごみステーションの状況把握
地域住民との連携による管理体制の構築

施策21 ごみ出しが困難な市民に対する支援の検討

今後さらに高齢化が進行し、高齢者人口の増加が見込まれることから、身体の不自由等により自力でのごみ出しが困難な高齢者や障害者を支援するため、戸別収集の実施やボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備について検討する。

【主な取り組み内容】

高齢者等に対する戸別収集の実施検討
ボランティアによるごみ出し援助の推進

2) 中間処理・最終処分システムの適正化

施策22 中間処理施設の維持・整備

ごみの適正処理体制の構築を目指し、資源・エネルギーの有効利用や最終処分量の減量・減容化を図るため、ささゆりクリーンパーク内の既存施設の維持・改修を計画的に実施する。

【主な取り組み内容】

施設の維持・改修の計画的な実施

施策23 環境保全対策の推進

ごみ処理施設や最終処分場について、環境保全対策を引き続き実施し、適正な維持管理を行う。また、現有施設の更新時には、今後ますます強化される規制基準等を遵守できる公害防止設備を備えるものとし、稼動の際に規制物質等を定期的にモニタリングすることにより、二次公害防止に努め、地域住民の生活環境の快適性を確保する。

【主な取り組み内容】

ごみ処理施設における環境保全対策の継続実施

施策 24 最終処分場の適正な管理

ささゆりクリーンパーク内にある最終処分場については、現状での埋立の実績はないが、可茂衛生施設利用組合との連携により、今後も引き続き適正な管理を推進する。また、陶磁器類等の直接埋立を行っている大森瓦礫処分場及び兼山一般廃棄物埋立処分場について、今後の排出状況を見ながら、施設の延命化を図る。

【主な取り組み内容】

最終処分場の適正な管理の推進
埋立処分場の延命化及び新規施設の検討

3) その他の処理システムの適正化

施策 25 適正処理困難物への対応

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物や、医療系ごみ、水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、市としては収集処理を行わないものとするが、処理が可能な民間業者の紹介など、適正な処理方法についての周知を図る。

【主な取り組み内容】

適正処理困難物処理方法の情報提供

施策 26 災害ごみへの対応

豪雨や火災、震災等により大量に発生する災害ごみについて、廃棄物の分別や一時集積場所の確保などを含めて、適切な処理ができる体制の整備に向けて、可茂衛生施設利用組合や構成市町村との連携により検討を進める。

【主な取り組み内容】

災害ごみ集積場所の確保の検討
周辺市町村及び組合との連携体制の強化

施策27 不法投棄の防止

ごみ処理の排出者負担という考え方から市民・事業者に対応な負担が求められることに伴い、不法投棄の増加も懸念されるため、不法投棄の監視体制を充実させるとともに、違法行為に対して厳格に対応する。また、広報や事業者向けパンフレットにより適正な処理についての協力を呼びかけ、不法投棄の予防に努める。

【主な取り組み内容】

不法投棄監視体制の強化
不法投棄に対する厳格指導・対応
不法投棄防止に向けた啓発資料の作成・配付

3. 三者協働による取り組みの推進

1) 市民の自主的な取り組みの促進

施策28 ごみの分別精度の向上

ごみの分別区分や出し方について、ホームページへの掲載やパンフレット等の配布により、誰にでもわかりやすい形で情報提供を行い、分別ルールの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発を継続して行う。また、リサイクル資源の排出の際には、ステーションにおいてリサイクル事業推進指導員による指導を徹底し、分別制度の向上を図る。

【主な取り組み内容】

ごみの出し方についての情報提供方法の工夫
リサイクル事業推進指導員研修の実施
ごみステーションにおける指導の強化

施策29 市民参加型イベントの開催

ごみの排出を抑制するとともに資源ごみの再使用（リユース）を進めるため、バザーやフリーマーケットを開催し、積極的なPRにより市民の参加を促進する。また、ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウムなど、市民参加型のイベントを開催し、ごみに対する理解を深める機会を提供する。

【主な取り組み内容】

バザー、フリーマーケット等の開催
ごみや環境問題に関するセミナー等の開催

施策 30 各種活動団体への支援

ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組んでいるグループ・団体等の活動内容を紹介し、市民や事業者の活動への参加を呼びかけるとともに、活動場所や情報の提供などの支援を行う。また、市民グループ、商業団体、消費者団体、NPO団体との連携により、市内における活動団体のネットワーク化を図る。

【主な取り組み内容】

ごみ減量・リサイクル団体の活動紹介
各団体に対する活動場所及び情報の提供
活動団体のネットワーク化の推進

2) 事業者における取り組みの支援・促進**施策 31 新たなごみ処理技術の開発支援**

多様化し複雑化しているごみの処理に対応して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した新たなごみ処理技術について、情報収集及び調査研究を進めるとともに、事業者との連携により技術開発への支援を行う。

【主な取り組み内容】

新たなごみ処理技術の調査研究
事業者との連携による技術開発の支援

施策 32 拡大生産者責任制度の導入検討

現行制度においては、収集・運搬にあたる行政の負担が大きいことから、ごみの発生源である事業者に対して、生産者が、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという拡大生産者責任を課し、事業者のリサイクル促進の取り組みを促す制度について研究・検討を行う。

【主な取り組み内容】

拡大生産者制度導入に向けた調査研究

3) 行政における連携体制の整備

施策 33 三者の調整役として役割の推進

行政の役割として、廃棄物処理に関する計画や目標を設定するとともに、市民に対する情報公開や環境教育、活動支援などを行う。また、事業者に対してごみの減量・分別の指導を行うなど、ごみ処理事業に関わる幅広い役割を担うとともに、市民・事業者・行政の三者が協働できる体制整備のための調整役として、資源循環型社会の実現に向けた取り組みを推進する。

【主な取り組み内容】

市民・事業者・行政の協働体制の構築

施策 34 関連部署・関係機関等との連携強化

ごみ処理行政の担う役割は大きく、適正なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつと位置付けられるため、他の関連部署や関係機関等との連携を強化し、協力、理解を得ながら、円滑な事業の推進を図る。

【主な取り組み内容】

庁内の関連部署との連携による事業の推進
関係機関等との連携体制の構築

第4節 計画の推進

本計画は、ごみの減量と排出されたごみを最大限に資源化するとともに、可能な限り環境負荷の少ない処理を基本方針とし、「環境負荷の低減を目指した 持続可能な循環型のまちづくり」を基本理念としている。

この基本理念を達成するためには、これまでの行政主体のごみ処理を推進するのではなく、市民や事業者も一体となった協働による取り組みが必要である。このため、市民・事業者・行政の三者がごみ処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本目標などを共有化し、互いに連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってくる。また、計画を推進するにあたっては、施策の進捗状況や達成状況を点検・評価する仕組みが必要となる。

また、計画の実施状況や見直し内容等について広報やホームページを活用して広く市民や事業者公表し、それに対する意見を今後の施策に反映させていくこととする。

また、以下に示した推進体制により、「計画の策定 (Plan)」「計画の実行 (Do)」「点検・評価 (Check)」「計画の見直し (Action)」のサイクルで、計画の継続的な改善を行う。

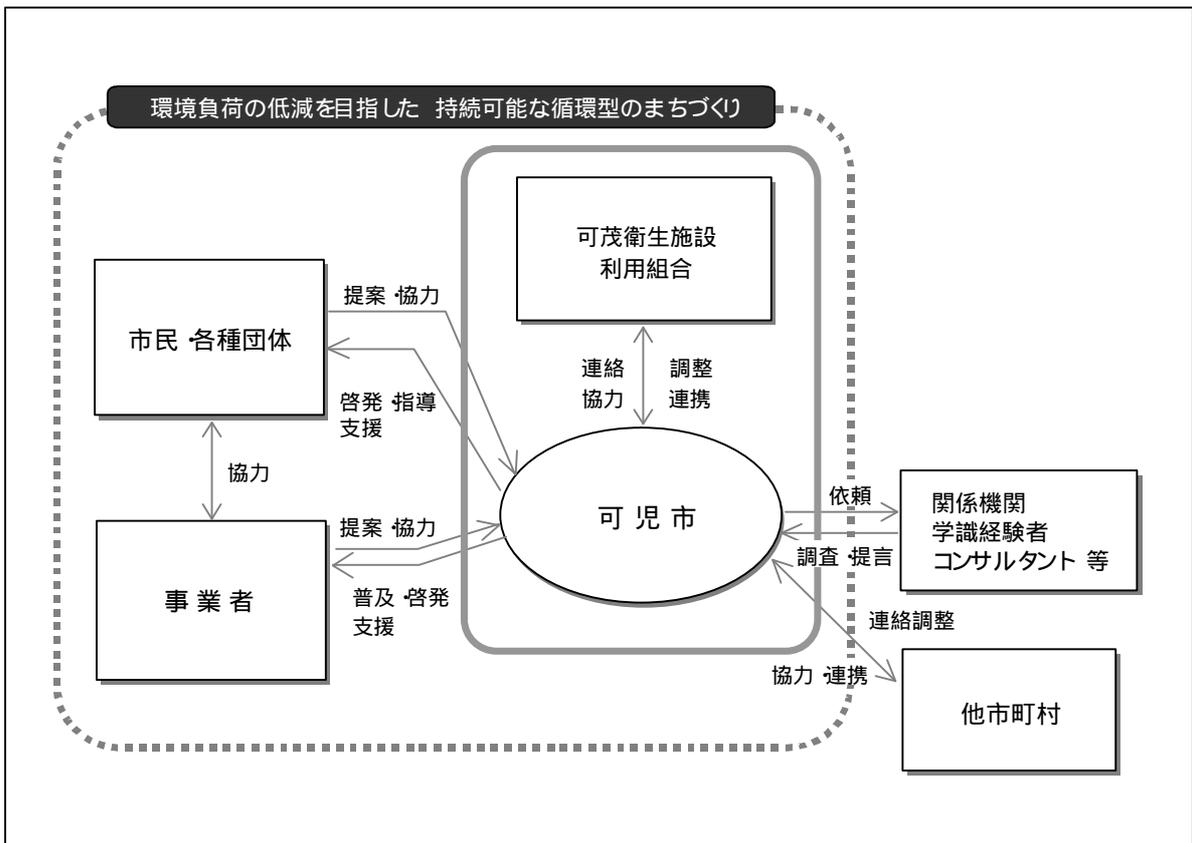


図4-4 推進体制の概念図

